

日本障害者シンクロナイズドスイミング協会 規約

1. 名称

本会は、日本障害者シンクロナイズドスイミング協会という。

2. 事務局

本会は、事務所を京都市障害者スポーツセンター（京都市左京区高野玉岡町 5 番地）に置く。

3. 目的

本会の目的は次の通りである。

- (1) 障害のある人との人が共にシンクロナイズドスイミングを楽しむ。
- (2) 障害者シンクロナイズドスイミングの普及に努める。
- (3) シンクロナイズドスイミングの技術の向上に努める。

4. 活動内容

本会は、上記の目的を達成するために次の活動を行う。

- (1) 各チームの状況の紹介、情報交換および交流を図る。
- (2) 障害者シンクロナイズドスイミング講習会の開催。
- (3) 障害者シンクロナイズドスイミング発表会の開催。

5. 活動年度

本会の活動年度は、毎年5月 1 日に始まり、翌年の4月 30 日に終わる。

6. 会員

本会の会員は以下のものとする。

- (1) 障害者シンクロナイズドスイミングに取り組む個人または団体（チーム）
- (2) 障害者シンクロナイズドスイミングの目的・活動を理解し、支援するもの（個人）

7. 入会

入会を希望する者は、所定の入会申込書を会長に提出する。

8. 休会・退会

休会および退会の旨を会長に届け出る。

9. 年会費

年会費は、別途に定め、年度初めに納めなければならない。

10. 役員

次の役員をおく。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 会計 1名
- (4) 会計監査 2名

11. 選出

役員の選出は、次の通りとする。

- (1) 会長、副会長、会計、会計監査は、総会において選出する。

12. 職責

会長は、本会を代表し、会務を統括する。

- (1) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、または会長がかけたときは、その職務を代行する。

13. 任期

役員の任期は、2年とする。

- (1) 役員は、再任されることができる。

14. 総会

総会は、会員をもって構成する。

15. 自動応諾条項

日本障害者シンクロナイズドスイミング協会が行った決定事項に対する競技者からの不服申し立てについては、日本スポーツ仲裁機構の「スポーツ仲裁規則」に従つて行う仲裁により、解決されるものとする。

16. 事務局

本会の事務を処理するため、事務局を設置する。

17. その他

この規約に定めるもののほか、この実施に関し、必要な事項は別に定める。

付則

- (1)この規約は、1996年5月11日より実施する。
- (2)この規約は、2003年6月1日より実施する。
- (3)この規約は、2006年11月5日より実施する。
- (4)この規約は、2014年3月23日より実施する。